

大島商船高等専門学校の課外活動に係る在り方と基本方針

令和 7 年 10 月 1 日
校 長 裁 定

1. 本校における課外活動の在り方

- (1) 課外活動は、学校教育の一環として行われる教育活動であり、学生が様々な汎用的能力を身につけ、豊かな学校生活を経験する有意義な活動である。このことから、課外活動指導も教員業務の一部であると位置付ける。
- (2) 課外活動は、学生の自主的、自発的な参加を基本とし、学生と教職員との合意形成により適切な活動計画を定め、双方にとって過度な活動にならないよう配慮することが必要である。
- (3) 課外活動は、学内外を問わず、学生が国際交流活動・地域活動・ボランティア活動等、多種多様な活動を経験し、成長する機会を持てるよう配慮することが重要である。

2. 課外活動の休養日の設定

- (1) 原則として、平日では週あたり少なくとも 1 日、土曜日、日曜日（以下「週末」という。）では少なくとも 1 日を休養日とすること。
- (2) 課外活動の活動時間（以下「活動時間」という。）とは、学校の管理下で行われる練習、演奏、創作等の中心的な活動時間をいい、準備、後片付け、移動時間等を含まないものとする。
- (3) 毎回の活動時間は、平日では 2 時間程度、週末、祝日及び長期休業中では午前もしくは午後の何れかで 3 時間程度とすること。
- (4) 夏・春の長期休業中に、それぞれ少なくとも連続した 1 週間以上のオフシーズンを設定すること。
- (5) 大会参加等で休養日が取れない週がある場合は、当該月において休養日の振替を行うこと。
- (6) 定期試験の 10 日前から試験終了までは課外活動を行わないこと。ただし、大会参加等、事前に校長の許可を得た場合は、必要最小限の活動のみ許可する。

3. 課外活動の年間計画等の策定

- (1) 顧問は、学生との合意が得られた年間活動計画（参加予定の大会やコンテスト等、オフシーズン、定例の活動時間及び休養日）を作成し、校長に提出する。
- (2) 顧問は、毎月末に活動報告及び翌月の活動計画を校長に提出する。
- (3) 校長は、提出された活動計画・実績について確認し、過度な活動をしていると判断される場合は、当該団体あるいは当該顧問に対し速やかな改善を求める。

4. 課外活動の運営

- (1) 校長は、学生、教員等の状況を踏まえ、学生の安全確保等の観点から円滑に課外活動が実施できるよう、適正なクラブ・同好会数の設置及び指導体制の構築を図る。
- (2) 課外活動に関わるすべての者は、課外活動の実施に当たって、学生の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (3) 教職員は、課外活動指導の方針や活動計画等を学生及び保護者に積極的に開示・説明し、学生及び保護者の理解・協力を得るよう努めるものとする。

以上